

# 規制改革に関する第3次答申

～多様で活力ある日本へ～

平成27年6月16日

規制改革会議

手法等も評価すること

### ③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

#### ア 出張理美容に係る規制の見直し

##### a 「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の明確化【平成 27 年度措置】

理容師・美容師は、衛生や安心・安全の確保のため、理容所・美容所以外の場所において、理容・美容の業をしてはならないが、理容師法施行令及び美容師法施行令によって、疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合等は、理容所・美容所以外の場所においてその業を行うこと（以下、「出張理美容」という。）が可能とされている。一方で、その判断基準が曖昧なため、例えば、骨折した人等明らかに理容所・美容所に来ることができない人であっても、自治体によっては出張理美容の提供はできないと判断されることもある。どの範囲まで現行制度で可能かが不明確であり、事業者の事業展開や利用者の利便性を阻害しているとの指摘がある。

したがって、現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。

##### b 「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の拡大【平成 27 年度検討・結論・措置】

出張理美容は、「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」が利用できるが、やむを得ない特別の事情がある場合に限定されている。

しかしながら、現代社会においては、社会環境、家庭環境など身体的な理由以外でもサービスを利用したいニーズ（介護をしている人、育児中の人など）があり、そうしたニーズと現行制度に大きな乖離が生じているとの指摘がある。

したがって、「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

##### c 実施主体の拡大【平成 27 年度措置】

「出張理容・出張美容に関する衛生管理について（健衛発 1225 第 1 号）」において、「出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしい」と通知がされている。しかし、雇用創出の観点から、衛生管理の徹底を前提として、理美容所の開設者以外の理美容師免許保有者にも、出張理美容を認めるべきであるとの指摘がある。

したがって、出張理容・出張美容に関して、誤解が生じないよう実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に対し改めて周知徹底する。

#### イ 理美容業の在り方に係る規制の見直し

##### a 理容及び美容の範囲【平成 27 年度措置】

「理容師法及び美容師法の運用について（昭和 53 年 12 月 5 日環指第 149 号）」によって、美容師は男性に対するカットのみのサービスは行ってはならず、理容師は女性に対するパーマを行ってはならない等とされている。一方で、美容室を利用する男性が増えているなど、多様なヘアスタイルや価値観がある現代社会において、性別によって提供できるサービスを限定する規制は、実情にそぐわないとの指摘がある。

したがって、利用者が男性か女性の性別に着目してサービス内容を定めている「理容師法及び美容師法の運用について（昭和 53 年 12 月 5 日環指第 149 号）」を改め、性別による職務範囲の規制を撤廃する。

**b 理容所、美容所の重複開設の容認【①平成 28 年度措置②制度改正後 5 年後を目途に検討開始】**

「理容師法の運用に関する件（昭和 23 年 12 月 8 日衛発第 382 号）」により、「理髪施設の施設と美容の施設はそれぞれ別個に設けなければならない」とされている。このため、理容師と美容師は混在して勤務することができない。しかし、混在勤務ができないことにより、例えば、美容師の資格をもつ子供が、親が経営する理容所でカットすることもできず、また、トータルビューティを目指す美容所で理容師による顔剃りのサービスを追加することもできない、理容師と美容師それぞれのカットスキルを生かした店舗運営ができない、などの支障が生じているという問題が指摘されている。

したがって、①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後 5 年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。

**c 両資格の取得の容易化【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】**

理容師の資格を持った者が美容師の資格を取得しようとする場合（又はその逆の場合も）、現行の制度化では、一部養成施設での重複課目の履修が省略されるものの、初めて資格を取得しようとするものと同じ課程を修めなければならない。この点、両資格の養成課程における教育内容を更に見直すことにより、一方の資格を取得している者がもう一方の資格を取得する際の課程について、修業期間そのものの短縮などの容易化ができるのではないかと指摘がある。

したがって、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

**d 国家試験及び養成施設の教育内容【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】**

理容師・美容師に係る国家試験及び養成施設の教育内容については、省令等の定める一定の基準のもと、業務受託機関等が具体的な細目を策定している。業務受託

機関等における策定プロセスにおいては、技術者や店舗経営者等が関わっているが、実際に現場で業務に従事する者からは、教育内容が実践的でないため、資格取得後早期に現場で施術できず、結果的に高い離職率に繋がっているなどの意見がある。現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、より実践的な教育内容に改めるなど、教育内容を見直すべきであるとの指摘がある。

したがって、国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

#### ④次世代自動車の普及拡大促進

##### ア 水素スタンドにおけるセルフ充填の許容【平成 27 年度検討開始、平成 30 年度までに、結論を得次第速やかに措置】

高圧ガス保安法上、高圧ガスの充填は都道府県知事の許可を受けた事業所の管理下で行うこととされており、水素を充填する充填行為者に関する直接の規定がない。これに対し、今後燃料電池自動車が日常生活で利用される「水素社会」を実現するためには、一般ドライバーでも過度な負担なく安全かつ気軽に水素のセルフ充填ができるようにする必要性が指摘されている。

したがって、一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。

##### イ 市街化調整区域への水素スタンドの設置許可

###### a 第一種製造者【平成 27 年できるだけ早期に措置】

高圧ガス保安法上の第一種製造者の設置する水素スタンドについて、既に一部の都道府県では、都市計画法第 34 条第 1 項に該当するものとして市街化調整区域で開発できるとされている。燃料電池自動車が市販された状況も鑑み、こうした取扱いを速やかに拡大すべきとの指摘がある。

この点、高圧ガス保安法上の第一種製造者が圧縮水素スタンドを市街化調整区域に設置することについては、都市計画法第 34 条第 1 号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として、開発許可権者が当該地域における普及状況に応じて許可することが可能である。その明確化のため、燃料電池自動車の販売が開始されたことを踏まえ、同号の店舗等に「第一種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出する。

###### b 第二種製造者【平成 27 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月閣議決定）に基づき、高圧ガス保安法上の第二種製造者にあたる圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備が行われており、今後、ディーラーや整備工場等での小規模な圧縮水素スタンドが普及していくものと見

# 規制改革に関する第3次答申～多様で活力ある日本へ～ (各分野における主な規制改革項目)

	ページ
<b>1. 健康・医療分野</b>	
(1) 患者本位の医薬分業にします	3
(2) 新医薬品の処方日数制限(14日以内)を見直します	4
(3) 市販薬と似た医療用医薬品(市販品類似薬)の給付を見直します	5
(4) 国が保有する医療情報を有効活用します	6
(5) 医師がより安心して遠隔診療を行えるようにします	7
(6) 空室を利用したショートステイサービスを提供しやすくします	8
(7) 飲み込むのが難しい方向けの食品の表示を見直します	9
(8) トクホの審査の質を落とさずに期間を短くします	10
<b>2. 雇用分野</b>	
(1) 転職やスキル形成を政府が支援します	11
(2) 雇用機会の創出・拡大を図ります	12
(3) 労使双方が納得する雇用終了を実現します	13
<b>3. 農業分野</b>	
(1) 農業改革の進展をフォローアップします	14
(2) 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を加速します	15
<b>4. 投資促進等分野</b>	
(1) ペットボトルなどのリサイクルを促進します	16
(2) 地熱発電の開発を推進します	17
(3) 消費者ニーズに応じて理美容業の規制を見直します	18
(4) 次世代自動車の普及拡大を促進します	19
(5) ロボットの利活用を促進します	20
<b>5. 地域活性化分野</b>	
(1) 建物の使い方を変更しやすくなります	21
(2) 道路を多目的に使えるようになります	22
(3) 多様な宿泊ニーズに対応できるようになります	23
(4) 複数の業種を営む飲食店の負担が軽減されます	24
(5) 自家用車を使った移動・輸送サービスが提供しやすくなります	25
(6) 魅力的な旅行メニューを現地で選びやすくなります	26
(7) 建設業への新規参入、事業承継がしやすくなります	27

## Ⅱ-4. 投資促進等分野

(3)③理美容サービスの利用者ニーズに応える  
規制の見直し

詳細は答申41～43ページをご確認ください。

### 消費者ニーズに応じて理美容業の規制を見直します

今の理美容業の制度は戦後間もない時期に作られたもの  
→ 現在の消費者ニーズに合っていない。



男性が美容院で  
カットしたら違法？



理容・美容サービス  
は同時提供できない



専門学校の教育が  
実践的でない

出張理美容の許容範囲  
が限定的

両足骨折でも  
利用できない？

幅広い関係者から意見を聴取

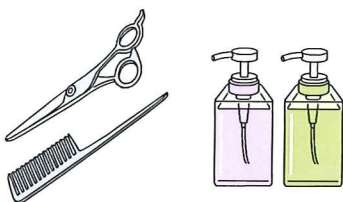
消費者ニーズに応える規制改革

男性が美容院でカット  
してもらっても、違法  
でなくなります

理容師・美容師の両方  
の資格をとることが、  
容易になります

専門学校を卒業した  
理容師や美容師が、  
能力を発揮しやすく  
なります

理容・美容のサービスが多様化します



ご夫婦やご家族が理  
容・美容サービスを一緒  
に受けられるお店が、  
出現します

出張理容・出張美容  
のサービスが利用し  
やすくなります